

お取引先 各位



## 不使用証明書

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ストックホルム条約（POPs 条約）付属書Aに追加される下記に記載の化学物質につき、該当する化学物質を使用した当社製品はございません。

但し、当社製品とは総合カタログ No.14 中のカメダデンキ製品に限ります。

CAS No.	化学物質名
13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	デクロランプラスとその異性体 syn-デクロランプラス anti-デクロランプラス
25973-55-1	UV-328
72-43-5	メトキシクロル

- 上記記載内容は、現時点で入手し得る資料、情報、データに基づいて作成したものです。  
尚、梱包材については、当社が使用している直接製品に接触するビニール袋及び輪ゴムの「フタル酸エステル 4種（RoHS 指令指定物質）」のみ調査対象とし、それ以外の梱包材、副資材及び、付着物については、調査の対象外とさせていただきます。  
詳細については、別紙「環境調査等の回答について（HIN-OSK64-D002）」参照をお願いいたします。

以上

## お客様各位

# 環境調査等の判断基準について



株式会社 カメダデンキ

大阪府守口市佐太中町6-47-7  
品質保証課  
TEL06-6901-5700

今回、ご依頼のありました化学物質等の含有調査につきまして、以下の基準で「含有無し」と判断させていただきます。

➤ 判定で含有無しとする判断基準

1. 材料メーカー等から提出される下記の資料等に記載無き化学物質
  - a) SDS及び、安全データシート
  - b) 材料証明書
  - c) chemSHERPA AI・CI、MSDSplus、AIS
  - d) EU RoHS 2 指令適合証明書
  - e) 不使用証明書及び、不使用保証書
2. 製造上、含有する可能性が低いと思われる化学物質（意図的使用無き物を含む）
3. 現状知り得た情報において意図的使用が低いと思われる物質

➤ その他

1. 本回答により、いかなる損害が生じても、弊社の責任は、貴社に納品した当該製品の販売価格を上限とし、特別損害、通常損害をはじめ、直接的・間接的被害及び、拡大被害の賠償義務を負わないものとさせていただきますのでご了承ください。
2. 梱包材については、当社が使用している直接製品に接触するビニール袋及び、輪ゴムの「フタル酸エステル 4種（RoHS 指令指定物質）」のみ調査対象とし、それ以外の梱包材及び、付着物については、調査の対象外とさせていただきます。（途中で詰め替えされることが多々ある為）尚、副資材についても対象外とさせていただきます。
3. 今後の状況により、判断基準が変わることがあります。
4. 上記の a) ~e) についての資料、データ等は、材料メーカー等の都合により提出が出来ない場合があります。
5. ご不明なところがありましたら、下記のお問い合わせ先まで、ご連絡をください。

★お問い合わせ先

\*カメダデンキ 品質保証課

\*TEL 06-6901-5700